

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年6月25日提出
【計算期間】	第17期（自 平成24年3月28日 至 平成25年3月27日）
【ファンド名】	アジア製造業ファンド
【発行者名】	ベアリング投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	青木 賢次
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03 - 3501 - 6027
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。また受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 （ ）
	内外	資産複合 （ ）

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり

投資対象資産 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式(一般))) 資産複合 ()	決算頻度 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	投資対象地域 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	投資形態 ファンド・オブ・ ファンズ	為替ヘッジ () なし
---	---	--	------------------------------	------------------------

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産(投資信託証券(株式(一般)))	目論見書または信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。



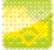




ファンドの特色

ファンドの特色及び関連情報は以下の通りです。

- 1 主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、**アジア諸国・地域(日本を除く)の製造業に関連した銘柄**に投資します。
- 2 個別銘柄の選定にあたっては、**成長性から見て株価が割安な銘柄**に着目します。
- 3 実質組入外貨建資産については、**原則として為替ヘッジを行いません**。
- 4 マザーファンドの運用にあたっては、**ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド**に運用指図に関する権限を委託します。



主な投資対象業種の一例

-  テクノロジー・ハードウェア及び機器
-  半導体・半導体製造装置
-  自動車・自動車部品
-  資本財
-  耐久消費財
-  素 材
-  家庭用品

主な投資対象国・地域の一例



- これらは、主な投資対象業種、および主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。
- 投資対象業種、および投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ベアリングについて

About Barings

日本における拠点: ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

■ 250年にわたる豊かな経験

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。

■ 日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

■ 伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。
(ベアリング古文書資料館所蔵)

※ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

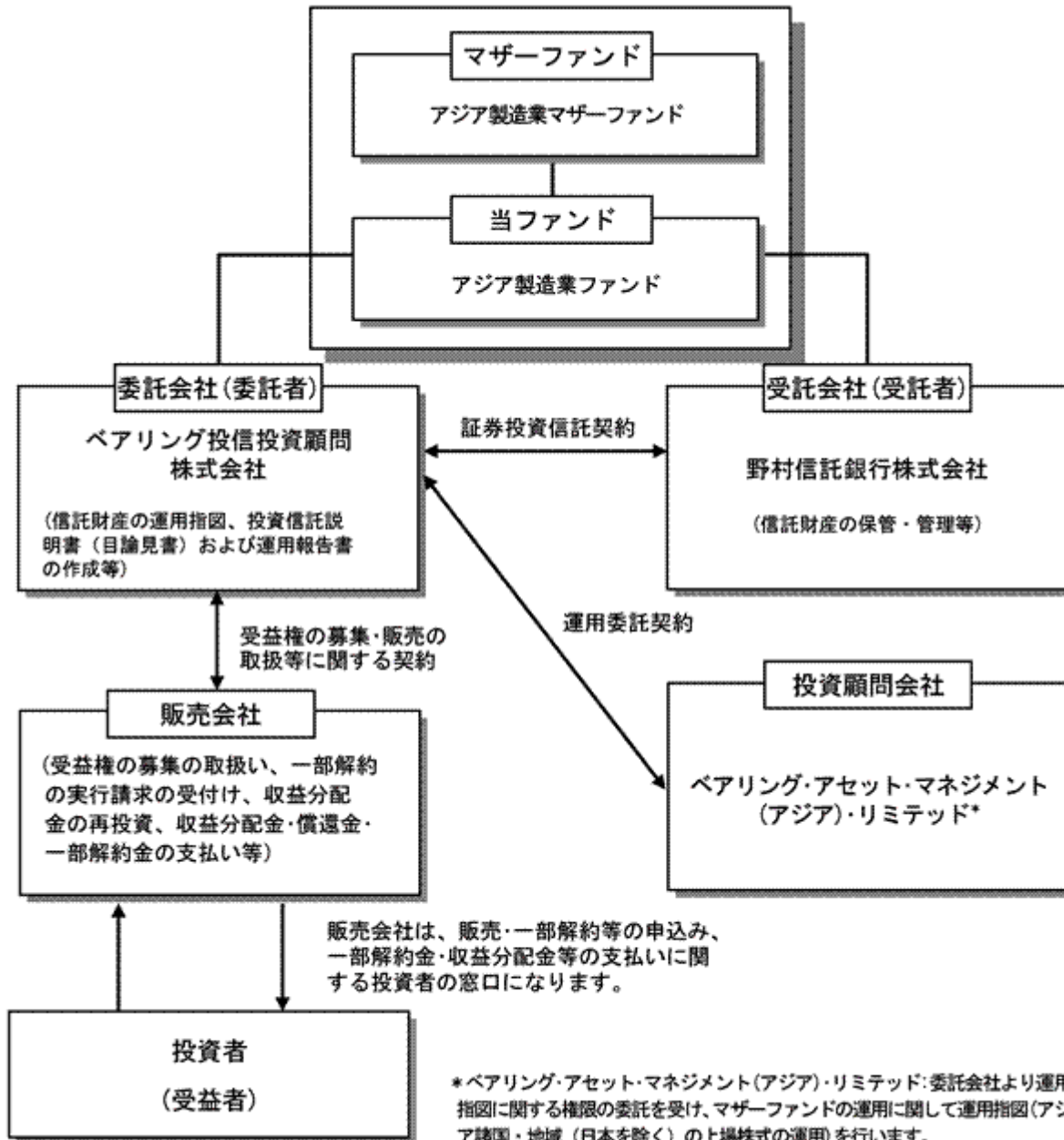
(2) 【ファンドの沿革】

- 平成 8 年 3 月 28 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
- 平成 19 年 1 月 4 日 投資信託振替制度へ移行

平成19年6月25日 新たに『アジア製造業マザーファンド』を設定しファミリーファンド方式とする旨の約款変更

(3) 【ファンドの仕組み】

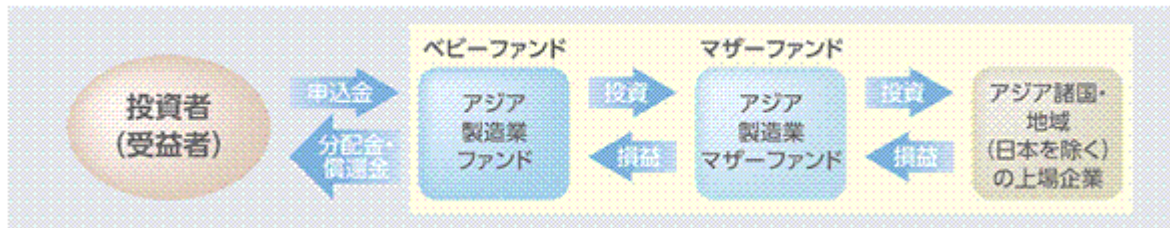
当ファンドの運営の仕組み



<ファミリーファンド方式の仕組み>

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等の概況

1. 資本金の額

平成25年4月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和57年1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所開設
昭和61年1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
昭和62年2月	投資顧問業者として登録
昭和62年6月	投資一任契約業認可取得
平成7年1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
平成7年9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成7年11月	投資信託委託業認可取得
平成11年4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号変更
平成19年9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成21年6月	第二種金融商品取引業登録

3. 大株主の状況

（平成25年4月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、アジア製造業マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行います。

運用方法

1. 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国・地域(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。
- 2) 銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチを基本とし運用者が取捨選択を行い割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。
- 3) また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR(預託証券)、カントリーファンド等に投資する事もあります。
- 4) マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用が出来ない場合があります。
- 5) マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド
19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road Central, Hong Kong
- 6) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下、同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下、同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下、同じ。)、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- 8) 為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

(2) 【投資対象】

有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

す。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および8.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、15.の証券および16.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この において同じ。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

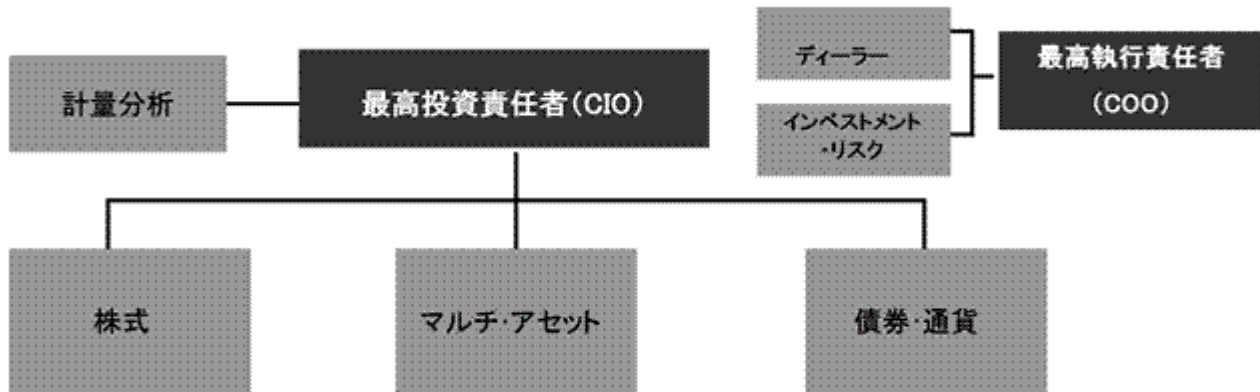
当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマーシング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用審査委員会に報告されます。

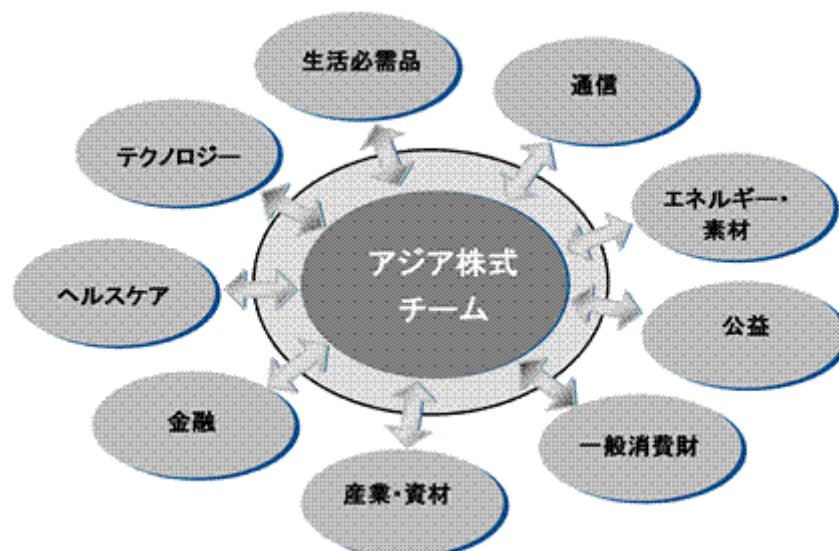
委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



各運用チームのメンバーは産業ごとに9つに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

- ・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用
ファンド・マネジャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。
- ・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制
製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成25年4月末日現在

運用体制等は平成25年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として、毎年3月27日（ただし3月27日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて収益分配を決定します。

- 1．分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

投資する株式等の範囲（約款第21条第1項）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場または登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして米国店頭市場（NASDAQ）において取引されている株式の発行会社の発行するものとしてします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

投資する公社債の範囲（約款第25条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとしてします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第19条の2第5項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第22条）

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第27条第1項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（約款「運用の基本方針」および第19条の2第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産の実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第30条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの純資産総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用取引の指図範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前項の信用取引の指図は、次の1)から6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)から6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

- 2) 株式分割により取得する株券
- 3) 有償増資により取得する株券
- 4) 売り出しにより取得する株券
- 5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券
- 6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
 - 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の1)および2)の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - 1) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価

総額の範囲内とします。

- 2) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第19条の2第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本2）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前1.の1)および2)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第38条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前1.の資金借入額は、次の1)、2)および3)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 前2.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の所得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< ご参考 >

「親投資信託 アジア製造業マザーファンド」の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、アジア諸国（日本を除く）の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。

(2) 投資態度

アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

3. 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ・ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

カンントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。なお、当ファンドの資産規模によっては、当ファンドの投資方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

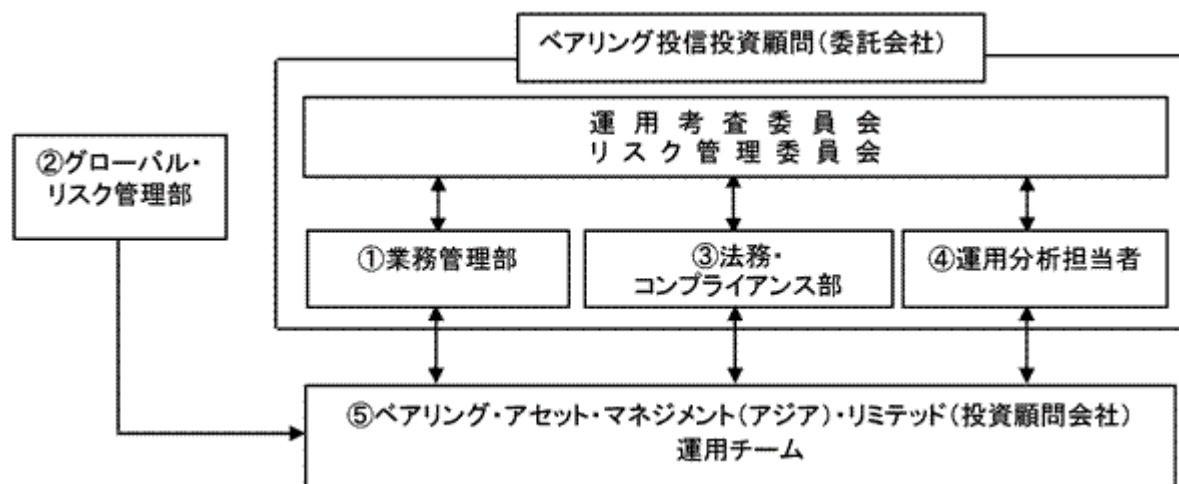
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ロンドン）

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（投資顧問会社））

運用チームは上記 ①、③、④ および ⑤ の報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

投資リスクの管理体制は平成25年4月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等相当額がかかります。自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。
信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜1.60%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
50億円未満の部分	年率0.84% (税抜0.80%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.105% (税抜0.10%)	年率1.68% (税抜1.60%)
50億円以上の部分	年率0.8505% (税抜0.81%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.0945% (税抜0.09%)	年率1.68% (税抜1.60%)

委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの外部委託先の投資顧問会社であるペアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドへの運用報酬（年率0.3925%以内）が含まれています。

前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

前記の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記の、手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者の皆様が

当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税(配当控除の適用なし)や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益(解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)については、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託など、以下同じ。)の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成25年4月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年4月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	10,752,041,734	100.15
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	17,081,257	0.15
合計(純資産総額)		-	10,734,960,477	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。(以下同じ)

(注2) 国/地域は、発行地(法人登録国)ベースです。(以下同じ)

(参考)「アジア製造業マザーファンド」の投資状況

(平成25年4月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
有価証券	株式	韓国	3,267,521,711	26.87	
		台湾	2,836,488,893	23.33	
		ケイマン	1,030,756,221	8.47	
		中国	974,811,202	8.01	
		インドネシア	761,686,450	6.26	
		香港	756,995,303	6.22	
		バミューダ	688,505,554	5.66	
		タイ	393,398,181	3.23	
		マレーシア	329,741,384	2.71	
		フィリピン	321,212,410	2.64	
		シンガポール	265,344,875	2.18	
		投資証券	アイルランド	291,703,091	2.39
			シンガポール	4,063,763	0.03
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	235,513,032	1.93	
合計(純資産総額)		-	12,157,742,070	100.00	

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アジア製造業マザー ファンド	11,444,429,733	0.9092	10,405,284,752	0.9395	10,752,041,734	100.15

投資有価証券の種類別投資比率

(平成25年4月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.15
	合計	100.15

(参考) 「アジア製造業マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄(評価額上位30銘柄)

(平成25年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体 製造装置	6,813	134,150.09	913,964,631	131,660.89	897,005,711	7.37
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体 製造装置	1,722,000	329.67	567,691,740	359.64	619,300,080	5.09
3	バ ミュー ダ	株式	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	公益事業	842,000	675.80	569,024,442	699.14	588,682,616	4.84
4	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体 製造装置	153,860	2,622.55	403,505,543	2,626.99	404,189,450	3.32
5	香港	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	1,006,000	329.38	331,358,292	350.83	352,941,016	2.90
6	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	3,258,000	112.57	366,754,363	106.00	345,374,064	2.84
7	アイ ランド	投資証券	Baring China A- Share Fund Plc	-	314,571.7	958.63	301,560,007	927.30	291,703,091	2.39
8	インド ネシア	株式	KALBE FARMA TBK PT	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	19,985,000	12.72	254,329,110	13.93	278,550,930	2.29
9	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体 製造装置	229,834	1,132.19	260,218,054	1,203.79	276,673,020	2.27
10	台湾	株式	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	自動車・自動車 部品	797,400	277.72	221,455,522	325.67	259,692,447	2.13
11	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	510,000	404.59	206,343,450	471.19	240,309,450	1.97
12	香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	2,582,000	99.82	257,746,084	90.23	232,981,606	1.91
13	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車・自動車 部品	10,278	27,114.50	278,682,831	21,869.39	224,773,693	1.84
14	韓国	株式	LG ELECTRONICS INC	耐久消費財・ア パレル	28,151	7,360.91	207,217,258	7,867.64	221,482,215	1.82
15	台湾	株式	HTC CORP	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	217,000	828.84	179,859,327	965.70	209,556,900	1.72
16	台湾	株式	PHISON ELECTRONICS CORP	半導体・半導体 製造装置	271,000	800.86	217,034,415	759.24	205,754,040	1.69
17	ケイ マン	株式	GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	半導体・半導体 製造装置	10,122,000	20.18	204,295,561	19.93	201,828,631	1.66
18	インド ネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	素材	1,064,000	183.31	195,047,160	185.33	197,196,440	1.62
19	台湾	株式	AU OPTRONICS CORP	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	4,333,000	43.78	189,739,903	45.45	196,954,348	1.61
20	韓国	株式	LG CORP	資本財	33,538	5,752.39	192,923,908	5,858.50	196,482,708	1.61
21	韓国	株式	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	資本財	57,460	3,195.95	183,639,574	3,071.49	176,488,102	1.45
22	ケイ マン	株式	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	362,500	422.77	153,254,125	472.61	171,324,387	1.40
23	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・ア パレル	744,000	235.99	175,579,536	229.93	171,072,681	1.40
24	マレー シア	株式	SIME DARBY BERHAD	資本財	558,200	302.84	169,048,557	305.00	170,254,572	1.40

順位	国/地域	種類	銘柄	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
25	ケイマン	株式	CASETEK HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	340,000	481.18	163,602,900	499.50	169,830,000	1.39
26	中国	株式	CSR CORP LTD-H	資本財	2,560,000	68.27	174,781,952	63.22	161,859,072	1.33
27	中国	株式	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY L	素材	4,902,000	42.15	206,623,221	32.43	158,988,526	1.30
28	ケイマン	株式	SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,336,000	65.87	153,887,270	66.25	154,771,680	1.27
29	中国	株式	BBMG CORPORATION-H	素材	1,972,500	78.24	154,336,290	76.98	151,846,995	1.24
30	タイ	株式	SIAM CEMENT PCL-NVDR	素材	94,000	1,565.10	147,119,400	1,598.40	150,249,600	1.23

（参考）「アジア製造業マザーファンド」の種類別および業種別投資比率

（平成25年4月30日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率 (%)
外国	株式	半導体・半導体製造装置	23.82
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13.78
		資本財	11.38
		素材	10.33
		自動車・自動車部品	6.47
		耐久消費財・アパレル	6.22
		食品・飲料・タバコ	5.56
		エネルギー	4.88
		公益事業	4.84
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.59
		家庭用品・パーソナル用品	1.63
		ヘルスケア機器・サービス	1.10
		消費者サービス	0.98
	投資証券	-	2.43
合計			98.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年4月30日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期間	純資産総額 (百万円)		1万口当たりの純資産額 (円)	
第1期計算期間末 (平成9年3月27日)	(分配付) (分配落)	2,864 2,724	(分配付) (分配落)	10,596 10,046
第2期計算期間末 (平成10年3月27日)	(分配付) (分配落)	1,955 1,955	(分配付) (分配落)	9,091 9,091
第3期計算期間末 (平成11年3月27日)	(分配付) (分配落)	1,185 1,185	(分配付) (分配落)	7,369 7,369
第4期計算期間末 (平成12年3月27日)	(分配付) (分配落)	1,609 1,309	(分配付) (分配落)	13,375 10,875
第5期計算期間末 (平成13年3月27日)	(分配付) (分配落)	647 647	(分配付) (分配落)	8,705 8,705
第6期計算期間末 (平成14年3月27日)	(分配付) (分配落)	887 887	(分配付) (分配落)	14,425 14,425
第7期計算期間末 (平成15年3月27日)	(分配付) (分配落)	1,278 1,278	(分配付) (分配落)	11,983 11,983
第8期計算期間末 (平成16年3月29日)	(分配付) (分配落)	1,837 1,837	(分配付) (分配落)	16,536 16,536
第9期計算期間末 (平成17年3月28日)	(分配付) (分配落)	2,209 2,209	(分配付) (分配落)	19,671 19,671
第10期計算期間末 (平成18年3月27日)	(分配付) (分配落)	4,036 4,036	(分配付) (分配落)	24,885 24,885
第11期計算期間末 (平成19年3月27日)	(分配付) (分配落)	9,367 9,367	(分配付) (分配落)	37,979 37,979
第12期計算期間末 (平成20年3月27日)	(分配付) (分配落)	12,685 12,685	(分配付) (分配落)	37,267 37,267
第13期計算期間末 (平成21年3月27日)	(分配付) (分配落)	7,699 7,699	(分配付) (分配落)	22,036 22,036
第14期計算期間末 (平成22年3月29日)	(分配付) (分配落)	11,967 11,967	(分配付) (分配落)	33,718 33,718
第15期計算期間末 (平成23年3月28日)	(分配付) (分配落)	12,415 12,415	(分配付) (分配落)	35,724 35,724
第16期計算期間末 (平成24年3月27日)	(分配付) (分配落)	10,856 10,856	(分配付) (分配落)	34,461 34,461
第17期計算期間末 (平成25年3月27日)	(分配付) (分配落)	10,930 10,797	(分配付) (分配落)	41,011 40,511
平成24年4月末日		10,579		33,771
平成24年5月末日		9,362		30,102
平成24年6月末日		9,139		29,608
平成24年7月末日		9,044		29,440
平成24年8月末日		9,207		30,295
平成24年9月末日		9,603		31,764
平成24年10月末日		9,794		32,686
平成24年11月末日		10,253		34,793
平成24年12月末日		10,961		37,487
平成25年1月末日		11,101		39,593
平成25年2月末日		11,185		40,758
平成25年3月末日		10,831		40,280
平成25年4月末日		10,734		41,782

* 平成12年9月28日に額面変更(1口1万円から1口1円)実施の為、第1期から第4期は1口単位当たりで表示しています。

【分配の推移】

期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期 （平成8年3月28日から平成9年3月27日まで）	550
第2期 （平成9年3月28日から平成10年3月27日まで）	0
第3期 （平成10年3月28日から平成11年3月27日まで）	0
第4期 （平成11年3月28日から平成12年3月27日まで）	2,500
第5期 （平成12年3月28日から平成13年3月27日まで）	0
第6期 （平成13年3月28日から平成14年3月27日まで）	0
第7期 （平成14年3月28日から平成15年3月27日まで）	0
第8期 （平成15年3月28日から平成16年3月29日まで）	0
第9期 （平成16年3月30日から平成17年3月28日まで）	0
第10期 （平成17年3月29日から平成18年3月27日まで）	0
第11期 （平成18年3月28日から平成19年3月27日まで）	0
第12期 （平成19年3月28日から平成20年3月27日まで）	0
第13期 （平成20年3月28日から平成21年3月27日まで）	0
第14期 （平成21年3月28日から平成22年3月29日まで）	0
第15期 （平成22年3月30日から平成23年3月28日まで）	0
第16期 （平成23年3月29日から平成24年3月27日まで）	0
第17期 （平成24年3月28日から平成25年3月27日まで）	500

* 平成12年9月28日に額面変更（1口1万円から1口1円）実施の為、第1期から第4期は1口単位当たりで表示しています。

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	5.96
第2期	9.51
第3期	18.94
第4期	81.50
第5期	19.95
第6期	65.71
第7期	16.93
第8期	38.00
第9期	18.96
第10期	26.51
第11期	52.61
第12期	1.87
第13期	40.87
第14期	53.01
第15期	5.9
第16期	3.5
第17期	19.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,059,972	788,729	271,243
第2期	764,129	820,321	215,051
第3期	11,572	65,737	160,886
第4期	116,089	156,517	120,458
第5期	643,981,162	1,104,520,000	744,041,162
第6期	264,432,374	392,948,687	615,524,849
第7期	723,482,025	271,940,972	1,067,065,902
第8期	917,128,094	873,044,931	1,111,149,065
第9期	638,093,969	625,985,102	1,123,257,932
第10期	923,481,894	424,604,248	1,622,135,578
第11期	1,386,150,401	541,760,965	2,466,525,014
第12期	2,101,246,075	1,163,732,466	3,404,038,623
第13期	724,479,406	634,431,969	3,494,086,060
第14期	665,764,898	610,420,476	3,549,430,482
第15期	452,816,538	526,838,084	3,475,408,936
第16期	305,771,428	630,856,747	3,150,323,617
第17期	241,247,151	726,211,628	2,665,359,140

(注1) 第1期の設定数量(口)には、当初設定口数を含みます。

(注2) 1口1万円から1口1円に額面変更(平成12年9月28日実施)の為、第5期は通期1口1円に調整済

(注3) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

< 参考情報 >

■ 基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
 基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものとして計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2013年4月30日
設定日	1996年 3月28日
基準価額	41,782円
純資産総額	107.3億円

■ 分配の推移(税引前、1万口当たり)

第13期	2009年 3月	0円
第14期	2010年 3月	0円
第15期	2011年 3月	0円
第16期	2012年 3月	0円
第17期	2013年 3月	500円
直近1年間累計		500円
設定来累計*		3,550円

*額面変更実施の為、第1期から第4期は1口単位当たりとして算出しています。

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1 サムスン電子	韓国	半導体・半導体製造装置	7.4
2 台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	5.1
3 長江基建集団	バミューダ	公益事業	4.8
4 SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	3.3
5 アンホイ・コンチ・セメント	香港	素材	2.9
6 中国石油化工	中国	エネルギー	2.8
7 ベアリング・チャイナA株ファンド	アイルランド	-	2.4
8 カルベ・ファルマ	インドネシア	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3
9 メディアテック	台湾	半導体・半導体製造装置	2.3
10 チェンシン・ラバー	台湾	自動車・自動車部品	2.1

※比率は対純資産総額。

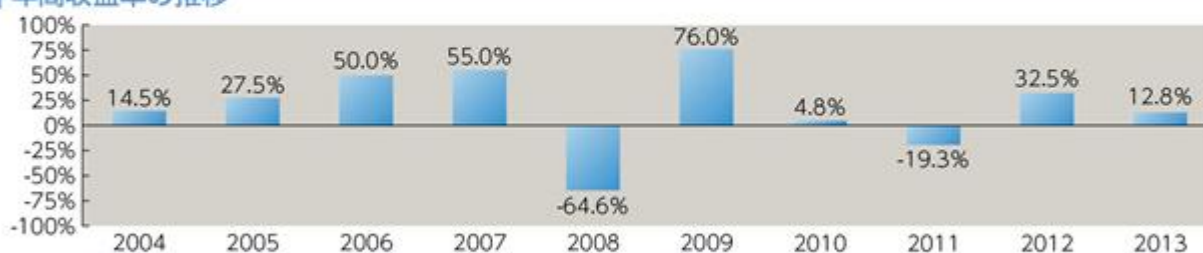
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率>(マザーファンド)

種類	業種	比率(%)
株式	1 半導体・半導体製造装置	23.8
	2 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13.8
	3 資本財	11.4
	4 素材	10.3
	5 自動車・自動車部品	6.5
	6 耐久消費財・アパレル	6.2
	7 食品・飲料・タバコ	5.6
	8 エネルギー	4.9
	9 公益事業	4.8
	10 その他	8.3
投資証券	-	2.4
現金等	-	1.9
合計		100.0

※比率は対純資産総額。

■ 年間収益率の推移



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2013年は4月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) お申込可能期間

お申込みは販売会社において、原則として委託会社の毎営業日に受付けます。ただし、香港証券取引所の休業日にはお申込みを受付けません。なお、原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。

(2) お申込単位・申込手数料・申込価額

お申込単位は販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのお申込み単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

お申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

お申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者が収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

取扱いのお申込みコース、お申込単位およびお申込手数料は販売会社により異なりますので、販売会社にご確認ください。

(3) 受渡方法と受益権の帰属

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金可能期間

ご換金の請求は、原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、香港証券取引所の休業日にはご換金の請求を受付けません。

(2) ご換金単位・価額

ご換金単位は販売会社が個別に定める単位とします。当ファンドのご換金単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

ご換金価額は、ご請求申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、換金（解約）手数料および信託財産留保額はありません。

(3) お手取額

解約価額に解約口数を乗じて得た額から所得税および地方税を差引いた額となります。換金（解約）手数料はありません。

(4) 支払開始日

ご請求日の受付日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いします。

(5) 換金による振替口座簿の抹消

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1. 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドは、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2. 基準価額の算定と公表

a. 基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

b. 受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成8年3月28日から無期限とします。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月28日から翌年3月27日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

A. 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と協議のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. 委託会社は前記 a. および b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- d．前記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．前記d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
- f．委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．前記d．からf．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、この信託は監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記B．信託約款の変更d．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記B．信託約款の変更a．からe．の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- B．信託約款の変更**
- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．前記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．前記c．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記a．からe．の規定にしたがいます。
- C．委託会社の登録取消等に伴う取扱い**
- a．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b．上記a．にかかわらず、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、上記B．信託約款の変更d．に該当する場合を除き、その委託会社と当該投資信託委託会社との間において存続します。
- D．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い**
- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事

業を譲渡することがあります。

- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

E. 関係会社との契約の更改等

- a. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
- b. 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドが主として投資するアジア製造業マザーファンド運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。但し、両当事者のいずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了する事ができます。
- c. 委託会社が「運用委託契約」を解約しようとするときは、B. 信託約款の変更のその内容が重要なものに定める規定にしたがいます。

F. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

G. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

H. 再投資の指図

委託会社は、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

I. 信託財産に関する報告

- a. 受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

J. 受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- c. 前記 a. および b. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりその都度別にこれを定めます。

K. 当初の受益者

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、下記 L. により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

L. 受益権の分割および再分割

- a. 委託会社は、信託締結日の受益権については50億口から200億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど約款第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- b. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

M. 信託日時の異なる受益権の内容

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

N. 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

- a. 受託会社は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については約款第48条第1項および第2項にそれぞれ規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については約款第48条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- b. 受託会社は、前項の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- O. 信託約款に関する疑義の取扱い
この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま
す。
- P. 運用報告書の作成
委託会社は、当ファンドの信託財産の計算期間の末日ごとおよび償還後に期間中の運用経過のほ
か信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知ら
れたる受益者に交付します。
- Q. 追加信託金等の算定
a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口
数を乗じた額とします。
- b. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 1は、原則として、各受益者毎の
信託時の受益権の価額等 2に応じて計算されるものとします。
1. 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受
益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均さ
れ、収益分配金のつど調整されるものとします。
2. 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益
権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される
ものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権
の価額は、委託会社が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除
して得た額）とみなすものとします。当ファンドの平成12年3月31日の1万口当たりの平
均信託金は10,025円です。
- R. ファンド資産の保管
信託財産に属する有価証券等資産の管理保管は、原則として受託会社が行います。この場合、信託
の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることと
します。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
前記ただし書きにかかわらず、下記に掲げる場合、受託会社は、信託財産に属する有価証券等資産
の管理保管を他の者に委任することができます。
- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その
業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任する
ことができます。
- b. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管さ
せることができます。
- c. 金融機関または金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨
で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・
ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融
機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

上記の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

B. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

C. 買戻し（換金）請求権

受益者は、持分に応じて一部解約または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前掲「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

D. 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の内容の重大な変更を伴う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前記の買取請求の取扱いについては、委託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

E. 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第17期計算期間（平成24年 3月28日から平成25年 3月27日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成24年 3月28日から平成25年 3月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【アジア製造業ファンド】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期計算期間末 (平成24年3月27日現在)	第17期計算期間末 (平成25年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	10,938,185,737	11,019,680,245
未収入金	27,558,208	18,096,809
流動資産合計	10,965,743,945	11,037,777,054
資産合計	10,965,743,945	11,037,777,054
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	133,267,957
未払解約金	27,558,208	18,096,809
未払受託者報酬	4,843,040	5,242,613
未払委託者報酬	76,639,702	83,330,971
その他未払費用	300,000	300,000
流動負債合計	109,340,950	240,238,350
負債合計	109,340,950	240,238,350
純資産の部		
元本等		
元本	3,150,323,617	2,665,359,140
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,706,079,378	8,132,179,564
(分配準備積立金)	1,433,767,204	1,675,035,281
元本等合計	10,856,402,995	10,797,538,704
純資産合計	10,856,402,995	10,797,538,704
負債純資産合計	10,965,743,945	11,037,777,054

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第16期計算期間 自 平成23年 3月29日 至 平成24年 3月27日	第17期計算期間 自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	315,741,156	2,014,061,839
営業収益合計	315,741,156	2,014,061,839
営業費用		
受託者報酬	10,769,264	10,108,883
委託者報酬	171,376,389	160,270,948
その他費用	610,386	600,000
営業費用合計	182,756,039	170,979,831
営業利益又は営業損失()	498,497,195	1,843,082,008
経常利益又は経常損失()	498,497,195	1,843,082,008
当期純利益又は当期純損失()	498,497,195	1,843,082,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	172,452,336	116,995,501
期首剰余金又は期首欠損金()	8,940,069,693	7,706,079,378
剰余金増加額又は欠損金減少額	711,297,454	606,535,505
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	711,297,454	606,535,505
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,619,242,910	1,773,253,869
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,619,242,910	1,773,253,869
分配金	-	133,267,957
期末剰余金又は期末欠損金()	7,706,079,378	8,132,179,564

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第17期計算期間 自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(追加情報)

第17期計算期間（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第16期計算期間末 平成24年 3月27日現在	第17期計算期間末 平成25年 3月27日現在
1. 受益権の総数		3,150,323,617口	2,665,359,140口
2. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)		3.4461円 (34,461円)	4.0511円 (40,511円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期計算期間 自 平成23年 3月29日 至 平成24年 3月27日	第17期計算期間 自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部、又は一部を委託するために要する費用 21,830,571円</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>2．分配金の計算方法</p> <p>(1) 当計算期間中の分配可能額 7,959,631,594円</p> <p>(2) 分配金額 0円</p> <p>当計算期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。 計算期間末に、経費控除後の配当等収益24,767,530円（1万口当たり78.61円）、収益調整金6,525,864,390円（1万口当たり20,714.90円）及び分配準備積立金1,408,999,674円（1万口当たり4,472.55円）が分配対象収益であります。分配は行っておりません。</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部、又は一部を委託するために要する費用 20,411,700円</p> <p>（注）同左</p> <p>2．分配金の計算方法</p> <p>(1) 当計算期間中の分配可能額 8,265,447,521円</p> <p>(2) 分配金額 133,267,957円</p> <p>当計算期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。 計算期間末に、経費控除後の配当等収益158,300,491円（1万口当たり593.91円）、有価証券売買等損益532,024,135円（1万口当たり1,996.06円）、収益調整金6,457,144,283円（1万口当たり24,226.16円）及び分配準備積立金1,117,978,612円（1万口当たり4,194.47円）を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、上記配当収益133,267,957円（1万口当たり500.00円）を分配に充てることに決定しました。</p>

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第17期計算期間
自 平成24年 3月28日
至 平成25年 3月27日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式及び投資証券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則及び投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第17期計算期間 自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>未収入金等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第16期計算期間（自 平成23年 3月29日 至 平成24年 3月27日）（単位：円）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	50,894,675
合計	50,894,675

第17期計算期間（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）（単位：円）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,054,780,733
合計	2,054,780,733

（デリバティブ取引に関する注記）

第16期計算期間末（平成24年 3月27日現在）

該当事項はありません。

第17期計算期間末（平成25年 3月27日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期計算期間（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第17期計算期間（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第16期計算期間末 平成24年 3月27日現在	第17期計算期間末 平成25年 3月27日現在
期首元本額		3,475,408,936円	3,150,323,617円
期中追加設定元本額		305,771,428円	241,247,151円
期中一部解約元本額		630,856,747円	726,211,628円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

１．株式

該当事項はありません。

２．株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	12,116,195,982	11,019,680,245	-
合計	-	12,116,195,982	11,019,680,245	-

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは、「アジア製造業マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの各計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び各計算期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア製造業マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位 : 円)

科目	対象年月日	平成24年 3月27日現在	平成25年 3月27日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		142,577,275	28,793,730
金銭信託		505,335	370,778
コール・ローン		72,000,000	408,000,000
株式		11,474,823,738	11,706,489,118
投資証券		471,061,688	291,304,749
派生商品評価勘定		-	50,458
未収入金		458,180,362	32,045,626
未収配当金		37,406,639	36,867,773
未収利息		98	558
流動資産合計		12,656,555,135	12,503,922,790
資産合計		12,656,555,135	12,503,922,790
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,545,956	-
未払金		283,169,783	27,832,726
未払解約金		30,938,129	18,102,646
流動負債合計		316,653,868	45,935,372
負債合計		316,653,868	45,935,372
純資産の部			
元本等			
元本		16,404,795,015	13,697,134,387
剰余金			
剰余金又は欠損金 ()		4,064,893,748	1,239,146,969
元本等合計		12,339,901,267	12,457,987,418
純資産合計		12,339,901,267	12,457,987,418
負債純資産合計		12,656,555,135	12,503,922,790

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 <p>原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとして委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。</p> <p>2．デリバティブの評価基準及び評価方法</p> <p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3．収益及び費用の計上基準</p> <p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。</p>

(追加情報)

当計算期間（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

平成24年 3月27日現在		平成25年 3月27日現在	
1. 受益権の総数	16,404,795,015口	1. 受益権の総数	13,697,134,387口
2. 元本の欠損		2. 元本の欠損	
「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	4,064,893,748円	「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	1,239,146,969円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7522円 (7,522円)	3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9095円 (9,095円)

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

自 平成24年 3月28日
至 平成25年 3月27日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン、未収入金等の金銭債権及び未払金等の金銭債務	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成23年 3月29日 至 平成24年 3月27日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	524,430,714
投資証券	88,584,610
合計	435,846,104

(自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,343,659,976
投資証券	22,316,503
合計	1,365,976,479

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(単位：円)

平成24年 3月27日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市以 場外 取の 引取 引	為替予約取引 買建 新台幣ドル	123,500,000	-	123,148,146	351,854
	売建 韓国ウォン	198,017,703	-	200,211,805	2,194,102
	合計	-	-	-	2,545,956

(単位：円)

平成25年 3月27日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市以 場外 取の 引取 引	為替予約取引 買建 マレーシアリン ギット	16,191,957	-	16,242,415	50,458
	合計	-	-	-	50,458

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。
 - (1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成24年 3月28日 至 平成25年 3月27日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

各計算期間における元本額の変動

平成24年 3月27日現在		平成25年 3月27日現在	
期首元本額	18,908,851,552円	期首元本額	16,404,795,015円
期中追加設定元本額	1,624,904,317円	期中追加設定元本額	1,374,186,564円
期中一部解約元本額	4,128,960,854円	期中一部解約元本額	4,081,847,192円
期末元本額	16,404,795,015円	期末元本額	13,697,134,387円
元本の内訳*		元本の内訳*	
アジア製造業ファンド		アジア製造業ファンド	
	14,541,592,312円		12,116,195,982円
アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）		アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）	
	1,863,202,703円		1,580,938,405円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

(3) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

1. 株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,258,000	8.92	29,061,360.00	
		CNOOC LTD	305,000	15.06	4,593,300.00	
		KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	1,570,000	16.84	26,438,800.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	1,006,000	26.10	26,256,600.00	
		BBMG CORPORATION-H	1,972,500	6.20	12,229,500.00	
		SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY LTD	4,902,000	3.34	16,372,680.00	
		CHINA MACHINERY ENGINEERING	870,000	5.95	5,176,500.00	
		CSR CORP LTD-H	2,560,000	5.41	13,849,600.00	
		JOHNSON ELECTRIC HOLDINGS	1,933,500	5.65	10,924,275.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	1,394,000	10.24	14,274,560.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	2,770,000	3.85	10,664,500.00	
		GOODBABY INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.	2,591,000	4.68	12,125,880.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	744,000	18.70	13,912,800.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	62,500	76.70	4,793,750.00	
		SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	2,336,000	5.22	12,193,920.00	
		AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	420,000	33.50	14,070,000.00	
		LENOVO GROUP LTD	3,294,000	7.91	26,055,540.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	842,000	53.55	45,089,100.00	
		GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	6,629,000	1.60	10,606,400.00	
		SEMICONDUCTOR MANUFACTURING INTERNATIONAL CO	12,879,000	0.47	6,117,525.00	
計		銘柄数 :	20		314,806,590.00 (3,837,492,332)	
		組入時価比率 :	30.8%		32.8%	
株式	シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	167,300	11.29	1,888,817.00	
		SEMBCORP MARINE LTD	513,000	4.45	2,282,850.00	
計		銘柄数 :	2		4,171,667.00 (317,755,875)	
		組入時価比率 :	2.6%		2.7%	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
	マレーシア リンギット	GAMUDA BHD	563,000	3.99	2,246,370.00	
	計	銘柄数 :	1		2,246,370.00 (68,693,994)	
		組入時価比率 :	0.6%		0.6%	
	タイバーツ	THAI OIL PCL-FRGN	817,100	66.00	53,928,600.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PLC-FRGN	273,700	70.50	19,295,850.00	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	94,000	470.00	44,180,000.00	
		NEW SINO-THAI ENGR & CONST-FRGN	571,514	28.00	16,002,392.00	
		SINO-THAI ENGR & CONST-FRGN	1,639,300	28.00	45,900,400.00	
	計	銘柄数 :	5		179,307,242.00 (577,369,319)	
		組入時価比率 :	4.6%		4.9%	
	フィリピン ペソ	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	389,010	120.30	46,797,903.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	276,100	108.20	29,874,020.00	
	計	銘柄数 :	2		76,671,923.00 (176,345,422)	
		組入時価比率 :	1.4%		1.5%	
	インドネシ アルピア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	1,064,000	18,150.00	19,311,600,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	341,000	17,500.00	5,967,500,000.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,405,000	7,750.00	10,888,750,000.00	
		GUDANG GARAM TBK PT	91,000	46,550.00	4,236,050,000.00	
		KALBE FARMA TBK PT	19,985,000	1,260.00	25,181,100,000.00	
	計	銘柄数 :	5		65,585,000,000.00 (642,733,000)	
		組入時価比率 :	5.2%		5.5%	
	韓国ウォン	SK INNOVATION CO LTD	9,599	160,000.00	1,535,840,000.00	
		HYUNDAI STEEL CO	11,881	80,400.00	955,232,400.00	
		KOREA ZINC CO LTD	1,695	356,000.00	603,420,000.00	
		LOTTE CHEMICAL CORPORATION	3,764	200,500.00	754,682,000.00	
		HYUNDAI ENGINEERING&CONSTRUCTION CO LTD	22,905	65,200.00	1,493,406,000.00	
		LG CORP	22,383	65,400.00	1,463,848,200.00	
		SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	57,460	35,950.00	2,065,687,000.00	
		HYUNDAI MOBIS	10,278	305,000.00	3,134,790,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO	5,595	220,500.00	1,233,697,500.00	
		HYUNDAI WIA CORP	4,629	169,500.00	784,615,500.00	
		LG ELECTRONICS INC	28,151	82,800.00	2,330,902,800.00	
		CJ CHEILJEDANG CORP	3,697	342,000.00	1,264,374,000.00	
		ORION CORP	1,204	1,040,000.00	1,252,160,000.00	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
		LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE	2,509	597,000.00	1,497,873,000.00	
		HANMI PHARM.COMPANY LTD.	5,568	156,500.00	871,392,000.00	
		LG DISPLAY CO LTD	50,900	32,000.00	1,628,800,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	6,813	1,509,000.00	10,280,817,000.00	
		SK HYNIX INC	153,860	29,500.00	4,538,870,000.00	
	計	銘柄数 :	18		37,690,407,400.00 (3,222,529,832)	
		組入時価比率 :	25.9%		27.5%	
	新台湾ドル	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	797,400	83.40	66,503,160.00	
		MERIDA INDUSTRY CO LTD	184,600	167.50	30,920,500.00	
		RUENTEX INDUSTRIES LIMITED	575,000	68.50	39,387,500.00	
		UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	646,280	58.60	37,872,008.00	
		ASUSTEK COMPUTER INC	180,000	353.00	63,540,000.00	
		AU OPTRONICS CORP	4,333,000	13.15	56,978,950.00	
		CASETEK HOLDINGS LTD	340,000	144.50	49,130,000.00	
		CHICONY ELECTRONICS CO LTD	269,460	80.00	21,556,800.00	
		DELTA ELECTRONICS INC	510,000	121.50	61,965,000.00	
		HON HAI PRECISION INDUSTRY	218,000	83.50	18,203,000.00	
		HTC CORP	188,000	246.50	46,342,000.00	
		TPK HOLDING CO LTD	97,126	600.00	58,275,600.00	
		MEDIATEK INC	229,834	340.00	78,143,560.00	
		PHISON ELECTRONICS CORP	271,000	240.50	65,175,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	1,722,000	99.00	170,478,000.00	
		TRANSCEND INFORMATION INC	399,000	97.40	38,862,600.00	
	計	銘柄数 :	16		903,334,178.00 (2,863,569,344)	
		組入時価比率 :	23.0%		24.5%	
	合計				11,706,489,118 (11,706,489,118)	

2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Baring China A-Share Fund Plc Class X USD Acc	314,571.7	3,079,656.94	
	計	銘柄数：	1	3,079,656.94	
		組入時価比率：	2.3%	(291,304,749) 100.0%	
	合計			291,304,749 (291,304,749)	

(注) 1. 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 計・合計金額の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証 券時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 20銘柄	30.8%	-	31.9%
シンガポールドル	株式 2銘柄	2.6%	-	2.6%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	0.6%	-	0.6%
タイバーツ	株式 5銘柄	4.6%	-	4.8%
フィリピンペソ	株式 2銘柄	1.4%	-	1.5%
インドネシアルピア	株式 5銘柄	5.2%	-	5.4%
韓国ウォン	株式 18銘柄	25.9%	-	26.9%
新台湾ドル	株式 16銘柄	23.0%	-	23.9%
米ドル	投資証券 1銘柄	-	2.3%	2.4%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表(デリバティブ取引に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年4月30日現在)

資産総額	10,781,400,546円
負債総額	46,440,069円
純資産総額(-)	10,734,960,477円
発行済口数	2,569,273,842口
1単位当たり純資産額(/)	4.1782円

<ご参考>「アジア製造業マザーファンド」

(平成25年4月30日現在)

資産総額	12,189,949,805円
負債総額	32,207,735円
純資産総額(-)	12,157,742,070円
発行済口数	12,940,669,521口
1単位当たり純資産額(/)	0.9395円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換え等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の帰属と受益証券不発行

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座等に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの
とします。

(9) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約または買取りが行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(10) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行または買取りの実行の請求の受付け、一部解約金または買取代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

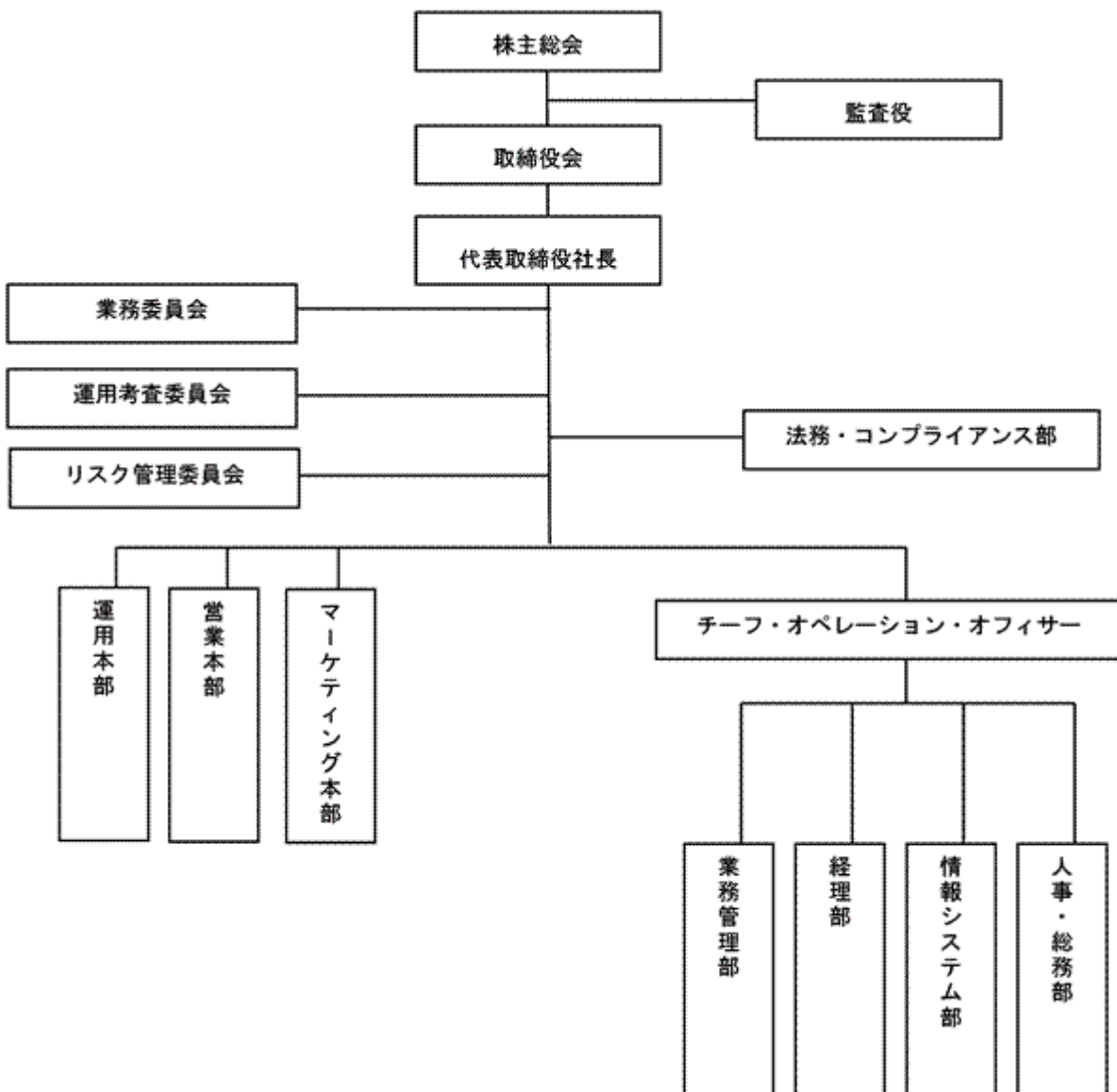
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年4月末日現在 資本金 2億5,000万円
 発行する株式の総数 1万2,000株
 発行済株式総数 5,000株
 過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構



(平成25年4月末日現在)

経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、社長1名を選任するものとし、また必要に応じて会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。当社の代表取締役は社長とし、取締役会は社長の他にその決議によって、他の取締役の中から社長を選定することができます。

取締役会は、社長がこれを招集します。社長がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役にこれを発するものとし、ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとし、取締役会の議事の内容は欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用体制

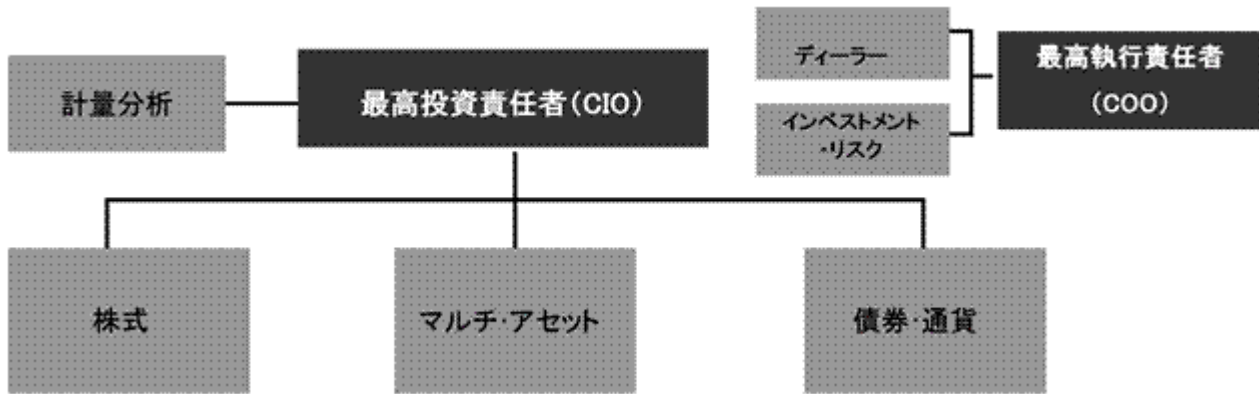
当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用モニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用審査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



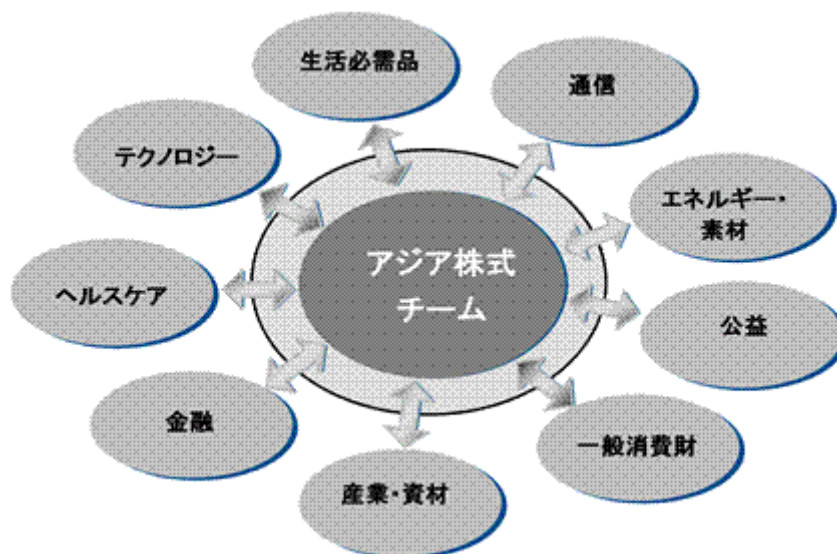
また、各運用チームのメンバーは産業ごとに9つに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用

ファンド・マネジャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。

・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制

製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



平成25年4月末日現在

運用体制等は平成25年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年4月30日現在、委託会社は、合計で20本(純資産総額3,909億円)のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	20本	390,920,095,367円
合計	20本	390,920,095,367円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）及び当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表並びに当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		104,331		190,209
前払費用		13,130		13,015
未収委託者報酬		260,350		197,950
未収運用受託報酬		72,788		73,393
未収収益	* 1	30,217	* 1	24,944
繰延税金資産		18,296		15,230
その他		23		138
流動資産合計		499,137		514,882
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	43,887	* 2	35,246
有形固定資産合計		43,887		35,246
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		363		10,830
無形固定資産合計		2,213		12,681
投資その他の資産				
長期差入保証金		65,528		55,860
長期前払費用		49		34
預託金		1,500		1,500
繰延税金資産		36,394		40,133
投資その他の資産合計		103,472		97,527
固定資産合計		149,574		145,455
資産合計		648,711		660,337

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		6,367		6,506
未払手数料	* 1	169,879	* 1	95,954
未払委託調査費	* 1	17,963	* 1	18,975
その他未払金		37,449		50,538
リース債務		1,096		1,096
未払費用		5,909		12,684
賞与引当金		14,811		18,816
未払法人税等		2,008		32,367
未払消費税等		6,114		7,661
流動負債合計		261,600		244,600
固定負債				
リース債務		4,019		2,923
退職給付引当金		89,444		110,795
役員退職慰労引当金		5,597		7,517
固定負債合計		99,061		121,236
負債合計		360,661		365,836
純資産の部				
株主資本				
資本金		250,000		250,000
利益剰余金				
利益準備金		3,587		3,587
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		34,462		40,913
利益剰余金合計		38,049		44,500
株主資本合計		288,049		294,500
純資産合計		288,049		294,500
負債・純資産合計		648,711		660,337

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （ 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 ）		当事業年度 （ 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 ）	
営業収益				
委託者報酬		1,486,185		1,320,296
運用受託報酬		318,282		319,725
その他営業収益	* 1	92,985	* 1	72,291
営業収益合計		1,897,453		1,712,313
営業費用				
支払手数料	* 1	897,788	* 1	773,443
広告宣伝費		20,215		18,535
公告費		1,185		1,185
調査費		35,150		43,133
委託調査費	* 1	73,472	* 1	72,573
委託計算費		95,544		90,924
通信費		5,473		6,209
印刷費		20,701		21,631
協会費		2,182		2,271
営業費用合計		1,151,712		1,029,908
一般管理費				
役員報酬		29,464		25,440
給料・手当		236,570		255,714
賞与		167,434		103,803
交際費		1,779		3,600
旅費交通費		15,733		19,700
福利厚生費		54,583		52,647
人材募集費		22,996		3,528
業務関連委託費用		26,465		26,598
器具備品費		2,242		3,128
租税公課		3,563		3,341
不動産賃借料		80,256		71,302
固定資産減価償却費		10,379		9,379
退職給付費用		18,748		23,251
役員退職慰労引当金繰入額		6,297		1,920
諸経費		37,875		40,373
一般管理費合計		714,391		643,730
営業利益		31,349		38,673
営業外収益				
為替差益		2,036		-
受取利息		33		30
法人税等還付加算金		261		-
雑収入		459		482
営業外収益合計		2,789		512
営業外費用				
為替差損		-		2,358
その他		-		9
営業外費用合計		-		2,367
経常利益		34,139		36,819
特別損失				
特別退職金支出額		31,104		-
固定資産除却損	* 2	2,281	* 2	-
特別損失合計		33,385		-
税引前当期純利益		753		36,819
法人税、住民税及び事業税		292		31,040
法人税等調整額		11,883		672
法人税等合計		12,175		30,367
当期純利益又は当期純損失（ ）		11,421		6,451

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,587	3,587
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,587	3,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	45,883	34,462
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,421	6,451
当期変動額合計	11,421	6,451
当期末残高	34,462	40,913
利益剰余金合計		
当期首残高	49,471	38,049
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,421	6,451
当期変動額合計	11,421	6,451
当期末残高	38,049	44,500
株主資本合計		
当期首残高	299,471	288,049
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,421	6,451
当期変動額合計	11,421	6,451
当期末残高	288,049	294,500
純資産合計		
当期首残高	299,471	288,049
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,421	6,451
当期変動額合計	11,421	6,451
当期末残高	288,049	294,500

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1. 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。
2. 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未収収益	28,786 千円	24,058 千円
未払手数料	40,751	42,341
未払委託調査費	17,894	18,956

*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
器具備品	128,535 千円	137,782 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
その他営業収益	74,166 千円	67,943 千円
支払手数料	168,363	157,357
委託調査費	73,391	72,509

*2 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
器具備品	2,281 千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	5,460	55,704
1年超	-	60,346
合計	5,460	116,050

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	104,331	104,331	-
(2)未収委託者報酬	260,350	260,350	-
(3)未収運用受託報酬	72,788	72,788	-
(4)未収収益	30,217	30,217	-
(5)長期差入保証金	65,528	65,528	-
資産計	533,216	533,216	-
(1)未払手数料	169,879	169,879	-
(2)未払委託調査費	17,963	17,963	-
負債計	187,843	187,843	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	190,209	190,209	-
(2)未収委託者報酬	197,950	197,950	-
(3)未収運用受託報酬	73,393	73,393	-
(4)未収収益	24,944	24,944	-
(5)長期差入保証金	55,860	55,860	-
資産計	542,358	542,358	-
(1)未払手数料	95,954	95,954	-
(2)未払委託調査費	18,975	18,975	-
負債計	114,929	114,929	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	104,331	-	-	-
未収委託者報酬	260,350	-	-	-
未収運用受託報酬	72,788	-	-	-
未収収益	30,217	-	-	-
長期差入保証金	65,528	-	-	-
合計	533,216	-	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	190,209	-	-	-
未収委託者報酬	197,950	-	-	-
未収運用受託報酬	73,393	-	-	-
未収収益	24,944	-	-	-
長期差入保証金	-	55,860	-	-
合計	486,498	55,860	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務（千円）	89,444	110,795
退職給付引当金（千円）	89,444	110,795

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用（千円）	18,748	23,251

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	766 千円	801 千円
未払事業税	701	2,454
未払費用否認	2,404	4,821
賞与引当金	6,026	7,152
繰越欠損金	8,395	-
繰延税金資産小計	18,296 千円	15,230 千円
固定の部		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	36,394 千円	40,133 千円
役員退職慰労引当金	2,277	2,857
繰延税金資産小計	38,672	42,990
評価性引当額	2,277	2,857
繰延税金資産合計	36,394 千円	40,133 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率		
(調整)	40.69 %	40.69 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1,876.00	23.17
評価性引当金計上	340.19	1.58
税率変更による期末繰延税金資産の減額修		
正	-	16.36
その他	79.35	0.68
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1,615.16 %	82.48 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は6,023千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）及び当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,486,185	318,282	92,985	1,897,453

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
1,804,468	74,166	18,819	1,897,453

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,320,296	319,725	72,291	1,712,313

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
1,640,021	67,943	4,347	1,712,313

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約、役員の兼任	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	74,166	未収収益	28,786
							運用委託契約、役員の兼任	*2運用委託	168,363	未払手数料	40,751
									73,391	未払委託調査費	17,894

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約、役員の兼任	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	67,943	未収収益	24,058
							運用委託契約、役員の兼任	*2運用委託	157,357	未払手数料	42,341
									72,509	未払委託調査費	18,956

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	18,819	未収収益	1,430
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	27,769	未払手数料	5,259
									80	未払委託調査費	69
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	7,773	その他未払金	1,875							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,549	その他未払金	3,370

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,347	未収収益	885
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	24,922	未払手数料	5,854
									64	未払委託調査費	19
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	7,739	その他未払金	2,065							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	22,035	その他未払金	12,104

- (注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
 - * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
 - * (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間を基礎として決定しています。
 - * (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd.（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	57,609.97円	58,900.19円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()	2,284.36円	1,290.22円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	11,421	6,451
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	11,421	6,451
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		279,885
前払費用		14,277
未収委託者報酬		249,054
未収運用受託報酬		95,781
未収収益		13,519
繰延税金資産		15,230
その他の流動資産		1,050
流動資産計		668,798
固定資産		
有形固定資産	* 1	
器具備品		35,698
有形固定資産計		35,698
無形固定資産		
電話加入権		1,850
ソフトウェア		23,514
無形固定資産計		25,364
投資その他の資産		
長期差入保証金		55,860
長期前払費用		28
預託金		1,500
繰延税金資産		40,133
投資その他の資産計		97,522
固定資産計		158,585
資産合計		827,383

（単位：千円）

当中間会計期末
（平成24年9月30日）

負債の部	
流動負債	
預り金	10,866
未払手数料	147,160
未払委託調査費	21,218
その他未払金	36,229
リース債務	1,384
未払費用	17,704
賞与引当金	16,751
未払法人税等	57,220
未払消費税等	* 2 14,051
流動負債計	322,588
固定負債	
リース債務	4,846
退職給付引当金	121,847
役員退職慰労引当金	8,477
固定負債計	135,171
負債合計	457,760
純資産の部	
株主資本	
資本金	250,000
利益剰余金	
利益準備金	3,587
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	116,035
利益剰余金計	119,623
株主資本計	369,623
純資産合計	369,623
負債・純資産合計	827,383

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	956,927
運用受託報酬	178,064
その他営業収益	30,236
営業収益計	<u>1,165,228</u>
営業費用	
支払手数料	581,679
広告宣伝費	13,225
公告費	1,185
調査費	
調査費	23,195
委託調査費	39,522
委託計算費	62,104
営業雑経費	
通信費	2,719
印刷費	11,606
協会費	1,134
営業費用計	<u>736,375</u>
一般管理費	
給料	
役員報酬	12,720
給料・手当	135,139
賞与	9,674
交際費	2,902
旅費交通費	10,951
福利厚生費	23,087
人材募集費	1,650
業務関連委託費用	20,450
器具備品費	1,246
租税公課	397
不動産賃借料	35,450
固定資産減価償却費	* 1 6,790
退職給付費用	13,152
役員退職慰労引当金繰入額	960
諸経費	22,472
一般管理費計	<u>297,045</u>
営業利益	<u>131,807</u>
営業外収益	
為替差益	62
受取利息	16
その他	459
営業外収益計	<u>538</u>
経常利益	<u>132,346</u>
税引前中間純利益	132,346
法人税,住民税及び事業税	* 2 57,223
中間純利益	<u>75,122</u>

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		250,000
当中間期末残高		250,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		3,587
当中間期末残高		3,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		40,913
当中間期変動額		
中間純利益		75,122
当中間期変動額合計		75,122
当中間期末残高		116,035
株主資本合計		
当期首残高		294,500
当中間期変動額		
中間純利益		75,122
当中間期変動額合計		75,122
当中間期末残高		369,623
純資産合計		
当期首残高		294,500
当中間期変動額		
中間純利益		75,122
当中間期変動額合計		75,122
当中間期末残高		369,623

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月 1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	
器具備品	141,126千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,130千円
無形固定資産	2,660千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(中間株主資本変動計算書関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日 現在)			
授權株式数および発行済株式総数			
授權株式数	普通株式		12,000株
発行済株式数	普通株式		5,000株
議決権の総数	普通株式		5,000個

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
1. ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース資産の内容	
有形固定資産	
コピー機	
(2) リース資産の減価償却の方法	
重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	55,704千円
1年超	32,494
合計	88,198千円

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間
(自 平成24年4月 1日
至 平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	279,885	279,885	-
(2) 未収委託者報酬	249,054	249,054	-
(3) 未収運用受託報酬	95,781	95,781	-
(4) 未収収益	13,519	13,519	-
(5) 長期差入保証金	55,860	55,860	-
資産計	694,100	694,100	-
(1) 未払手数料	147,160	147,160	-
(2) 未払委託調査費	21,218	21,218	-
負債計	168,378	168,378	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

- (1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間
 (自 平成24年4月 1日
 至 平成24年9月30日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	956,927	178,064	30,236	1,165,228

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：千円)

日本	英国	香港	合計
1,134,991	27,835	2,401	1,165,228

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	73,924円68銭
1株当たり中間純利益	15,024円48銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)	
中間純利益	75,122千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	75,122千円
期中平均株式数	5,000 株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

1. 名称

野村信託銀行株式会社

2. 資本金の額

平成24年9月末日現在、30,000百万円

3. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

a. 名称	b. 資本金の額（注1）	c. 事業の内容
藍澤証券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
SMBCFREND証券株式会社	27,270百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
SMBCD日興証券株式会社	10,000百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
廣田証券株式会社	600百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
あかつき証券株式会社	2,065百万円	
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

a . 名称	b . 資本金の額（注1）	c . 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	

（注1）平成24年9月末日現在。エース証券株式会社、PWM日本証券株式会社、東海東京証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、豊証券株式会社、フィデリティ証券株式会社、岡三証券株式会社、安藤証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、廣田証券株式会社、浜銀TT証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社およびあかつき証券株式会社の資本金の額は、平成24年3月末日現在。岩井コスモ証券株式会社の資本金の額は、平成24年5月1日現在。

（注2）カブドットコム証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、極東証券株式会社およびアイエヌジー生命保険株式会社では新規の買付のお申込みは受付けていません。

(3) 投資顧問会社

1 . 名称

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（当ファンドが主として投資するマザーファンドに関する投資顧問会社）

2 . 資本金の額

平成25年4月末日現在、799,963,640香港ドル：10,095,541,136円（円換算レートは1香港ドル＝12.62円：平成25年4月30日三菱東京UFJ銀行公表のTTM）

3 . 事業の内容

投資顧問業

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、受益権設定にかかる振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資顧問会社

当ファンドが主として投資するマザーファンドに関して、委託会社より運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用指図（アジア（日本を除く）株式の運用）を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドは、委託会社の親会社であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、以下の書類が提出されております。

提出日	書類名
平成24年6月25日	有価証券報告書
平成24年6月25日	有価証券届出書
平成24年8月10日	訂正有価証券届出書
平成24年12月21日	半期報告書
平成24年12月21日	訂正有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド」の平成24年3月28日から平成25年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド」の平成25年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月7日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月11日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。